

令和4年9月7日（水）

開 会（午前9時30分）

大石議長

定例会の初日の散会後に代表者会議と議会運営委員会を急遽開催しましたので、昨日のヒアリング等の議案調査がタイトであったと思います。今後、書式の件も含め、試行でやっておりますので、様々な点、今後、ご議論させていただきまして、改善に努めてまいりたいと思っております。

それでは、議案第53号から議案第69号まで、諮問第5号及び認定第1号から認定第10号までに対する質疑順位の決定をお願いします。

**【議 事】**

（1）議案質疑通告者の報告

※別紙のとおり9名から通告があった。

（2）質疑順位の決定（抽選）

※別紙のとおり決定した。

（3）その他

石本委員

デスクネットで通告をした議員、複数の方から言われたのだが、送ったらデスクネットでエラーが出るという話で、送れているかどうか大変不安で、昨日みたいに午後5時ぎりぎりに送った人もいると思うので、今日でなくても構わないが、エラー表示が出て困惑しているという話があるので、少し調べておいていただきたい。

末吉委員長

他の会派の方も含めて昨日の通告書を送るタイミングだと思うが、そ

うだったことがあるか。

中村委員

ある。

石本委員

デスクネットで送った議員からそういう話があった。

末吉委員長

複数の会派からそういったことがあったということなので、事務局に  
少しお調べいただき、また後日報告いたします。

散 会 (午前9時32分)

令和4年9月14日（水）

開 会（午後1時0分）

大石議長

議案第53号から議案第69号まで及び諮問第5号に対する討論と採決方法について、及び議員提出議案の第1回目の協議をお願いします。

なお、正副議長で市長に面会し、12月定例会の招集日について調整を行ったところ、招集予定日は12月2日となりましたので、ご報告します。

**【議 事】**

（1）討論通告者の報告

※議案第53号に対し、小林議員が反対の立場から、石原議員が賛成の立場から討論との通告があった。

（2）討論順位の決定

※小林議員、石原議員の順に決定した。

（3）採決方法の確認

※委員会で多数で決した議案については起立採決、その他の議案については簡易採決と決定した。

（4）議員提出議案の協議

（※意見書（案）について、提出会派から趣旨説明があった。）

城下委員

7番の重度心身障害者医療費支給事業補助金の対象者拡大を求める意見書（案）について、令和2年12月定例会に意見書を提出しているが、今の石本委員の説明だと、内容的には、埼玉県議会でも請願が採択されて、所沢市議会でも意見書を上げたが、まだ2級の方は対象ではない。

趣旨としては、再度意見書を上げましょうということか。内容を見ると前回と同じに思える。どの辺が違うのか。

石本委員

第2段落に、現在、埼玉県が実施する重度心身障害者医療費支給事業の対象者は、精神障害者は保健福祉手帳1級の所持者のみでと書いてある。令和2年12月定例会のときには、重度心身障害者医療費助成制度の対象者は身体障害者手帳1級～3級、知的障害は療育手帳マルA、A、B、精神障害は精神障害者保健福祉手帳1級のみ対象ということだった。今回、改めて出すということだ。県内で同様の意見書が上がっている。市町村の方からも後押しをするということで提案した。

城下委員

事務局に確認したい。7番の重度心身障害者医療費支給事業補助金の対象者拡大を求める意見書(案)だが、私たちも早く2級の方にやってほしいと強く思っているが、一度上げた意見書を再度上げるということは可能という理解でよいか。

轟議会事務局

意見書につきましては、議員提出議案として御審議いただきますが、同一会期中での議決ではなく、一時不再議には抵触いたしませんので、可能でございます。

参事

城下委員

了解した。

※協議の結果、別紙の議員提出議案(案)4については、2回目の協議を行わないこととなった。

(5) その他

末吉委員長

9月7日の議会運営委員会において石本委員から発言のありましたデ

スクネツにおけるエラー表示の件について、事務局から説明をお願いします。

轟 議会事務局

デスクネツにおける回覧・レポート送信時に表示されるエラーにつきましては、議会事務局でデスクネツのメール通知機能を設定変更する際に、設定の更新ができていなかったことによるものでした。

参事

更新作業を行いましたところ、現在は解消しております。申し訳ございませんでした。

末吉委員長

御了承願います。

次に、政策研究審議会への諮問については、各委員との調整の結果、11月28日（月）午前9時30分から行うこととなりましたので御報告します。諮問する内容については、後日改めてお示しさせていただきます。

今後の日程ですが、執行部へ示す最終案や個人情報保護条例についての協議をしていきたいと思っております。9月22日は、追加議案の提出など何かあったときのために予備的な日程を取っていた日になりますが、議会日程が9月21日に終わっている場合には、9月22日の午前9時30分から委員会を開催したいと思っております。

10月7日は、午前中が戦没者追悼式ですので、午後1時30分に委員会を開催したいと思いますが、いかがでしょうか。

植竹委員

10月7日が個人的に厳しい状況だ。もちろん議会優先なので開催となれば参加させていただく。ただ、もし御協力いただけるのであれば、

せめて開始時間を多少なりとも遅らせていただくことが可能であればお願いしたいと思う。1時間、30分でも遅らせていただけると助かる。

浅野委員

私も9月22日がちょっと。せめて午前10時か10時半にしていたきたい。地元でどうしても用事がある。

末吉委員長

9月22日はもし長引くと午後までということもあり得るということで開始時間を早めている。意見をいただければと思う。

浅野委員

初めから午後にするというのは無理なのか。

休 憩 (午後1時23分)

再 開 (午後1時25分)

石原委員

浅野委員は9月22日の午前に地元で予定があると。公明党はどういう理由なのか。

植竹委員

地元の所沢中学校の役員打合せを担当するところがある。ただそれだけなので、無理にとは言わない。可能であればということで。

石原委員

確認できたので、結構です。

浅野委員

小学校の愛校会のお金を午前9時半から集めて学校に届けに行くだけなので、終わってから役員の家へ届けてもいいので、いいです。

末吉委員長

9月22日は午前9時半から、または、10時からということだが、浅野委員はよいか。

浅野委員

構わない。

末吉委員長

植竹委員は大丈夫か。

植竹委員

22日は何時でも大丈夫だ。

末吉委員長

それでは、9月22日は9時半の開始とします。10月7日は御意見  
がありましたので、午後2時開始でよいか。(委員了承)

10月7日は午後2時から開催しますのでよろしく申し上げます。

散 会 (午後1時28分)

令和4年9月16日（金）

開 会（午後4時15分）

大石議長

先ほど開催した代表者会議において、市長から本日、追加議案3件を提出したい旨の報告がありました。最終日の日程及び議員提出議案の2回目の協議等をお願いします。

○所属変更委員の報告、挨拶

○席次の決定 別紙のとおり

**【議 事】**

（1）市長提出追加議案の報告

※中村副市長が追加提出する議案第70号及び議案第71号並びに諮問第6号の概要を説明

（2）議員提出議案の協議

※協議の結果、別紙議員提出議案（案）の8について、議員提出議案第7号として提出することとなった。

末吉委員長

提出に当たって、字句等の整理が必要な場合には、その整理を委員長に一任することよろしいですか。（委員了承）

議員提出議案1件の採決方法は、簡易採決でよろしいですか。（委員了承）

（3）9月21日の議事の進行（案）について

※轟議会事務局参事が議事の進行（案）を説明

（4）市長提出追加議案について

末吉委員長

追加議案に係る市長提案理由の説明の後、議案調査のため本会議を休憩し、その後、質疑順位の決定のため議運を開催することによろしいですか。（委員了承）

議案第70号及び議案第71号並びに諮問第6号については、本来は委員会付託とするところですが、付託を省略し審議することによろしいですか。（委員了承）

(5) 議会運営に関する事項について

・通年会期制の導入について

末吉委員長

初めに、通年会期制の導入についてです。執行部に意見を求める際に提出するものとして、正副委員長案の「所沢市議会における通年会期制について（概要）」「改正例規及び逐条解説」をあらかじめ配信しております。まず、事務局から例規の見直しの内容について説明をお願いします。

轟 議会事務局

参事

事務局では7月に改めまして通年会期制の導入に伴います例規の見直しを行いました。配信しました新旧対照表はこれまで議会運営委員会で変更が確認された規定の全てに下線を引いております。その中で事務局の変更箇所としまして、会議規則ですが、第4条会議の種類について、新たに規定する必要があると考えまして、定例会議と臨時会議について、それぞれ規定をしたものです。次に、第7条で単に会議としていました案については、定例会議及び臨時会議に改める変更としました。そのほか、規定の趣旨は変わらないような軽易な文言の整理を行っております。

末吉委員長

基本的にはこれまでの議論を踏まえたものになっているので、新しい論点は入っておりません。

次に、正副委員長案について説明します。初めに、「所沢市議会における通年会期制について（概要）」です。これまでの概要、導入の目的、期待される効果、通年会期制の導入に伴う見直しということで、3枚にまとめさせていただきました。以前の議運で中村委員から、これまでの見直しに伴っていろいろと行ってきたことを書いてもいいのではないかとこの提案がありましたので、見直しの部分を書いております。

次に、「改正例規及び逐条解説」です。こちらは、通年会期制導入に際して必要となる例規の改正案と改正箇所についての逐条解説となっております。先ほど説明がありました事務局の見直しとこれまで確認された例規の内容について、条ごとに解説をしているものです。内容についてはお読みいただければ分かるものと思います。

本日は正副委員長案を提案させていただきました。こちらについては、一度会派に持ち帰って、改めて22日に協議を行いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

・個人情報保護に関する条例について

末吉委員長

次に、個人情報保護に関する条例についてです。こちらについてもあらかじめ資料を配信しています。資料は、「新個人情報保護法施行に伴う議会の個人情報保護の対応について」となります。初めに、事務局からこのことについて説明をお願いします。

※轟議会事務局参事が資料「新個人情報保護法施行に伴う議会の個人情報保護の対応について」に基づき、経緯及び今後のスケジュール案について説明を行った。

末吉委員長

条例案については、10月7日の議会運営委員会で事務局案をお示しますので、協議を行いたいと思います。

(6) 議会運営委員会の閉会中継続審査申出の件（特定事件）

※別紙のとおり申し出ること決定した。

(7) その他

石本委員

2点確認したい。本会議の開議前にインターネット中継を見ると、まだ開議していないのに、議長の声が漏れ聞こえるケースがある。我々にだけでなく、1階ロビーのモニター等でも聞こえると思うので、その辺を確認したい。もう1点、今日ちょっと驚いたのが、上下水道事業管理者に誰も答弁要求をしていないが、平田上下水道事業管理者が歩いていた。休憩に入ったとき、エレベーターの前にいた。市長に呼ばれて来ているのかもしれないが、一応、我々としては議会が負担になるからというのもあって、必要最小限の出席ということだが、事実関係だけ確認しておいていただきたい。平田上下水道事業管理者は呼ばれて来ているのか。要するに、市長の命令で控室にいるのか。いないと思っていた人がいたからびっくりした。今回、よく見ると答弁者として誰も要求をしていないから、あら、と思った。そこだけ今度、確認しておいていただきたい。

轟議会事務局

マイクにつきましては、つけ忘れを防止するために、少し早めにマイク

参事

を入れております。今後も調整させていただきたいと思います。

矢作委員

今日、城下議員の一般質問は午後になると思っていたところで、本人も控室にいたということもあり、部長も走って駆けつけた状況があった。事前に言っただけであれば準備もできたのではないかと。議長の裁量の中だと思いが、今日の日程とか、議長もおっしゃっていたが、その辺は配慮していただく必要があると思う。

大石議長

城下議員には本日の議事の進行に御協力いただきありがとうございました。最初の矢作議員が46分ぐらいで終わり、当初は大館議員も40分から45分ぐらいかかるかなと思っておりまして、午前中で休憩に入ろうかと思っておりましたが、2人とも、私や事務局が想定していたよりも早く、確か午前11時20分頃に終わっておりました。城下議員に本会議場にお越しく下さいと伝えたのは15分ぐらいだったので、大変、その辺は心の準備とかできなかつたと思います。何しろ試行期間でして、今日は午後の会議がタイトに入っておりました。会議が定時を過ぎると残業時間が増えてしまうので、そういったことも考えまして、そのようにさせていただいた次第です。御協力本当にありがとうございました。今後は事前には言えるように努力をまいります。

矢作委員

記憶が定かではないかもしれないが、一般質問の間に昼が入るということになる、気持ちのモチベーションが下がっていく部分がありますので、その辺のところはぜひ御配慮をいただければと思っている。

大石議長

おっしゃるとおりです。私も午前と午後に分かれてやったことがありま

す。途中でやるというのもやりづらいというのもあります。ただ、今回、試行期間でありましたし、川辺議員にも午後になるところを午前中にやっていただきましたけれども、どのような形になるかは、また皆さんに相談させていただきたいと思います。ありがとうございました。

散 会（午後4時38分）

令和4年9月21日（水）①

開 会（午後3時）

大石議長

議案第70号及び議案第71号並びに諮問第6号に対する質疑順位の決定をお願いします。

**【議 事】**

(1) 議案質疑通告者の報告

別紙のとおり3名から通告があった。

(2) 質疑順位の決定（抽選）

別紙のとおり決定した。

(3) 討論の有無の確認

末吉委員長

討論、採決について、今この場で確認することができるか。

石本委員

終わったら休憩をお願いしたい。

末吉委員長

議案質疑後、討論、採決方法の確認をするため、議運を開催します。

散 会（午後3時32分）

令和4年9月21日（水）②

開 会（午後4時50分）

大石議長

議案第70号及び議案第71号並びに諮問第6号に対する討論と採決方法について協議をお願いします。

【議 事】

(1) 討論通告者の報告

※討論通告者・・・なし

(2) 採決方法の確認

石本委員

議案第70号について、無記名投票としたい。

石原委員

記名投票としたい。

末吉委員長

ただ今、議案第70号について、記名投票と無記名投票の両方の要求がありました。会議規則の規定と、議会運営に関する申し合わせ事項によりまして、採決の方法について無記名投票と記名投票の要求がある場合には、いずれの方法によるかを無記名投票で諮ります。その後、この投票結果を踏まえて、無記名投票とすることに賛成者が少数の場合には、記名投票によって行うこととなります。

このとおり、議案第70号については、投票で採決することよろしいですか。（委員了承）

議案第71号及び諮問第6号については、簡易採決でよろしいですか。

（委員了承）

(4) その他

末吉委員長

明日の議会運営委員会についてですが、確認したスケジュールでは9月中に議会としての通年会期制の概要の執行部に提出する最終案を確定することとしています。持ち帰りとしています資料1と資料2について最終案とするところまで協議したいと考えています。

持ち帰らないと決められないという会派がある場合については、議会運営委員会を休憩を取ることもできますので、ぜひ会派の人に来ていただいて、休憩中に会派の考えを決定していただくよう、御協力をお願いします。

散 会（午後4時52分）